

四日市市告示第594号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年9月20日

四日市市長 森 智 広

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所または事務所の所在地  
株式会社エイジェック名古屋オフィス  
愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋7階
- 2 委託した公金事務に係る歳入等または歳出  
戸籍手数料、住民登録手数料、印鑑証明等手数料、納税証明書等手数料、  
火葬場使用料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和6年7月31日
- 4 公金事務の委託をした日  
令和6年10月1日
- 5 委託の期間  
令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

（市民生活部市民課）